

仮 訳

保険監督者国際機構

保険セクターにおけるシステミック・リスクに関する
包括的枠組み

2019年11月

IAIS について

保険監督者国際機構（IAIS）は、200 を超える管轄区域からの保険監督者および規制者である任意のメンバーからなる組織である。IAIS の使命は、保険契約者の利益と保護のために、公正、安全かつ安定した保険市場を発展させかつ維持すべく、効果的でグローバルに整合的な保険業界の監督を促すこと、およびグローバルな金融安定に貢献することである。

IAIS は 1994 年に設立され、保険セクターの監督のための原則、基準および他の支援する資料の策定、ならびに、それらの実施を支援する責任を有する国際的な基準設定主体である。また、IAIS はメンバーに対して、保険監督および保険市場に関するメンバーの経験および見解を共有するための議論の場を提供する。

IAIS は、他の国際的な金融政策立案者および監督者または規制者の協会と自身の取組みを調整しており、また、世界的な金融システムの形成を支援している。特に、IAIS は、金融安定理事会（FSB）のメンバーであり、国際会計基準審議会（IASB）の基準諮問会議のメンバーであり、および保険へのアクセスに関するイニシアティブ（A2ii）のパートナーである。また、その結集された専門知識が認められ、IAIS は、G20 のリーダーおよび他の国際的な基準設定主体から、保険の論点のみならずグローバルな金融セクターの規制および監督に関する論点について、定期的に助言を求められている。

保険監督者国際機構
c/o 国際決済銀行
CH-4002 Basel
Switzerland
Tel: +41 61 280 8090 Fax: +41 61 280 9151
www.iaisweb.org

本文書は IAIS のウェブサイト(www.iaisweb.org)上で入手可能。

著作権：保険監督者国際機構(IAIS)、2019。

無断転載禁止。出典表示を条件に、概要の引用について、複製または翻訳を許可する。

目次

概要

略語

はじめに

- 1 システミック・リスクの要因
 - 1.1 概念
 - 1.2 主な潜在的システミック・エクスポージャー
 - 1.3 伝播チャンネル

- 2 監督文書
 - 2.1 はじめに
 - 2.1.1 適用範囲
 - 2.1.2 プロポーショナルリテイ
 - 2.2 マクロ健全性監督
 - 2.3 保険会社に対する要件
 - 2.4 危機管理および計画
 - 2.5 監督者の介入権限

- 3 グローバルモニタリングエクササイズ
 - 3.1 分類
 - 3.2 セクター全体のモニタリング
 - 3.3 個別の保険会社のモニタリング
 - 3.4 データ分析および相互作用
 - 3.5 IAISの集団での協議
 - 3.6 報告

- 4 実施状況の評価

概要

1. 保険契約者を保護し、グローバルな金融安定に貢献するための、効果的でグローバルに統合的な監督という使命を下支えするために、IAISは2019年の11月に、グローバルな保険セクターにおけるシステムック・リスクの評価および軽減のための包括的な枠組み（「包括的枠組み」）を採択した。包括的枠組みの主要な要素は以下となる：

監督文書：

2. 保険セクターの全体的な弾力性を高め、保険会社に適用される継続的な監督要件、強化されたマクロ健全性監督、ならびに危機管理および計画を通じて、保険セクターの脆弱性およびエクスポージャーがシステムック・リスクに発展するのを防ぐ一助となるよう設計された、マクロ健全性目的での強化された監督上の政策措置の一式；および

3. 潜在的なシステムック・リスクが発見された場合、迅速かつ適切な対応を可能とする監督上の介入権限。監督者は、自身の裁量で、マクロ健全性の懸念の性質に基づいて、適切に対応することが可能となる十分に広範な予防措置および是正措置を講じるよう要求される。

グローバルモニタリングエクササイズ：

4. IAISによるグローバルモニタリングエクササイズは、グローバルな保険市場の傾向および発展状況を評価し、また、グローバルな保険セクターにおける潜在的なシステムック・リスクの蓄積を発見するよう設計されている。これには、具体的な活動およびエクスポージャーに関してセクター全体の傾向から生じる、潜在的なシステムック・リスクについてのIAISによる毎年の評価が含まれるが、それらの活動およびエクスポージャーから生じる、個別の保険会社のレベルで（更新された評価手法を用いた）システムック・リスクが集中する可能性も含まれる；および

5. 潜在的なグローバルなシステムック・リスクの集団での評価および必要であれば調整された監督上の対応を可能とする仕組み。監督上の政策措置の適用は、最終的には監督者の責任であることを認識した上で、それらの仕組みは、潜在的なシステムック・リスクの認識および理解を深める一助となり、また、そのようなリスクへのより統合的な対応を確保するように設計されている。これには、個別の保険会社およびセクター全体のレベルで、以下が含まれる：

- 潜在的なシステムック・リスクの評価および適切な監督上の対応に関する、IAISレベルでの集団の協議；および
- グローバルなシステムック・リスクのIAISによる評価および（もしあれば）特定されたリスクに対する監督上の対応を含む、グローバルモニタリングエクササイズの結果についての金融安定理事会（FSB）への報告

実施状況の評価：

6. 強化された継続的な監督上の政策措置の統合的な実施状況についてのIAISによる評価および介入権限。

7. 主な要素の各々は、それ自体で不可欠な構成要素を表すものの、包括的枠組みの全体的な有効性は、統合されたアプローチに依存することになる。IAISの2020-2024の戦略計画¹で強調したように、これらの共通の機能は、グローバルな保険市場の傾向および発展状況をモニタリングすることを始めとして、グローバルなシステムック・リスクの潜在的な蓄積への適切な対応に関する集団での協議、それらの基準および監督上の優れた実務の評価および実施の支援を通じた、IAISの使命を支援する相互に強化する一連の活動を反映している。最後に、実施状況の評価の結果は、グローバルなモニタリングおよび集団での協議に、また、必要に応じて、基準設定および監督実務の作業にもフィードバックされることが期待されている。

8. 包括的かつ整合的な包括的枠組みの実施は、グローバルな保険セクターにおけるシステムック・リスクの評価および軽減のための有効なアプローチを支援することになり、また、そのため、FSBおよび各国の当局による、グローバルにシステム上重要な保険会社 (G-SII) 特定の必要性を除去する。

¹ <https://www.iaisweb.org/page/about-the-iais/strategic-plan/>を参照。

略語

BCBS	バーゼル銀行監督委員会
BIS	国際決済銀行
ComFrame	IAIGs 監督のための共通の枠組み
ERM	全社的リスク管理
FSB	金融安定理事会
GIMAR	グローバルな保険市場の報告書
(G-)SIFI	(グローバルな) システム上重要な金融機関
(G-)SII	(グローバルな) システム上重要な保険会社
G20	主要 20 か国のグループ
GWS	グループ全体の監督者
IAIG	国際的に活動する保険グループ
IAIS	保険監督者国際機構
ICP	保険基本原則
IIM	個別の保険会社のモニタリング
ORSA	リスクとソルベンシーの自己評価
RCAP	規制上の整合性評価プログラム
SSB	基準設定主体
SWM	セクター全体のモニタリング

はじめに

9. 2007-08年の世界的金融危機を受けて、G20は、グローバルな金融システムの弾力性を高めるための金融改革の包括的なプログラムを開始した。IAISは、FSBおよびG20の管理権限に従い、金融セクターにおけるシステムック・リスクに対処するためのグローバルなイニシアティブに参加することで、これらの危機後の改革に貢献してきた。このイニシアティブの一部は、グローバルにシステム上重要な金融機関（G-SIFIs）、つまり、その経営困難または無秩序な破綻がグローバルな金融システムおよび経済活動に重大な混乱を引き起こすことになる金融機関の特定およびその金融機関のための監督上の政策措置の設定である。IAISは2013年に、G-SIFIsの特定およびそれらの機関に適用される政策措置に関する提言を支援する選定手法（「G-SII政策措置」）を採択した。

10. 2013年以降、保険セクターにおけるシステムック・リスクの評価および軽減のためのIAISのアプローチは、システムック・リスクは、個別の保険会社の経営困難または無秩序な破綻からのみ発生するのではなく、セクター全体のレベルでの保険会社の集合的エクスポージャーからも発生する可能性があることを認識した上で、進化してきている。² 本文書に記載される、包括的枠組みは、それら双方の潜在的なシステムック・リスクの要因を評価および軽減することを目的とした、主な要素一式を組んだものである。IAISはシステムック・リスクのための包括的枠組みを2019年11月に採択し、2020年から発効する。

11. 2017年の始めから、包括的枠組みの開発の全体にわたって、IAISはバーゼル銀行監督委員会(BCBS)と協力して実施されたセクターを越えた取組みから恩恵を得た。また、ステークホルダーも、3件の市中協議を通じて、ならびに、様々なステークホルダーのイベントを通じて、貴重な助言を提供した。この文書は、これら以前の協議を土台としている。³

12. 本文書の目的は、包括的枠組みを定め、かつ、その主な要素を定め、また、他の関連するIAIS文書への参照を提供することである。包括的枠組みを構成する、それらの関連する文書はIAISのウェブサイトですぐ入手可能であり、以下を含む：

- IAISの年次総会で採択された：
 - 全般的な形で包括的枠組みを記載している、本文書；および
 - 監督上の政策措置および介入権限を定める、保険コアプリンシプル（ICPs）および、国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組み（ComFrame）。
- IAIS執行委員会で採択された：
 - グローバルモニタリングエクササイズで、その目的およびプロセスをより詳細に説明する；および

² 「保険会社（insurer）」の用語には、保険法人、保険グループ、および保険会社主導の金融コングロマリットを含む。「保険事業」とは、キャプティブ保険会社を含む、保険会社および再保険会社の事業を言う。

³ 包括的枠組みの開発に関連する3件の協議文書は、こちらから入手可能：
<https://www.iaisweb.org/page/consultations/closed-consultations>

○ 以下について補完文書を提供する適用文書：⁴

- 流動性リスク管理；および
- マクロ健全性監督

13. 本文書の構成は以下となる：

- セクション1は、システミック・リスクの原因についての説明を提示する；
- セクション2は、ICPsおよびComFrameに含まれている、包括的枠組みに関連する監督文書の説明を提示する；
- セクション3は、IAISのグローバルモニタリングエクササイズを記載し、それには、個別の保険会社およびセクター全体のモニタリングが含まれる；ならびに
- セクション4は、グローバルに統合的な監督文書の適用の確保を目指す、IAISの実施状況評価活動を概説する。

⁴ 適用文書は、公表の段階でもいまだに開発途中であり、2020年および2021年に採択用に提示されると想定される。IAISは、後の段階で、他の補完文書の開発を決定する可能性がある。

1 システミック・リスクの要因

15. 本セクションでは、保険セクターに関連するシステミック・リスクの潜在的な要因は何かについてIAISの見解を要約する。本要約では、包括的枠組みに関する状況およびセクション2から4に記載される主要要素の提供を意図している。さらなる詳細については、グローバルなモニタリングエクササイズ⁵の文書、ならびにIAISの以前の公表文書⁵を参照されたい。本セクションでは、保険会社がどのようにシステミック・リスクに対して脆弱となりうるか、ならびに、複数の保険会社の共通の活動、もしくは単独の保険会社の経営困難または無秩序な破綻がどのように金融の不安定さの原因となる、または増幅させてしまうかの双方に注目することで、より幅広い視点に立っている。重点を置いているのは潜在的なリスクであるものの、保険のビジネスモデルは、他の機関に長期の資金調達源を提供し、また、リスクのプーリングおよび分散化を通じてリスク管理を促進することを含め、本質的に金融安定に寄与すると強調することが重要である。

1.1 概念

16. 国際通貨基金（IMF）、国際決済銀行（BIS）およびFSBが2009年に定めたシステミック・リスクとは⁶、金融システムの全体または一部の障害に起因し、実体経済に深刻なマイナスの影響をもたらす可能性のある、金融サービスが混乱するリスクのことを言う。当該定義の根本は、金融機関、金融市場、または金融商品の混乱または破綻による外部性のマイナスの概念である。

17. システミック・リスクは、個別の金融機関または金融機関のグループいずれかに端を発しうる。前者に関係するのは、その規模、複雑性、代替可能性の欠如および相互関連性に起因して、その経営困難または破綻がより広い金融システムおよび実体経済に重大な混乱をもたらしうる、または混乱を増幅しうる、システム上重要な金融機関（SIFI）の概念である。対照的に、金融機関のグループに端を発するシステミック・リスクを検証する場合、集団的活動、もしくは、同じ市場で事業運営する、または、同じ金融商品に積極的である、また、そのため、特定のリスクと一緒にさらされていることに焦点が当てられる。これは、企業自身または企業の共通の行動の結果として、いずれかがより広い金融システムおよび経済活動に著しい混乱をもたらす、企業間の活動のリスク伝播の評価に基づいている。

18. また、IMF、BISおよびFSBによる2009年の報告書で認識されたように、システミック・リスクの評価は、例えば、経済環境、金融インフラ、および危機管理の取決めなどによっては、時間とともに変化する可能性が高い。銀行セクターのような、金融システムの一部の要素が一貫して、非常にシステミックであると評価される可能性がある一方で、保険セクターのような他のセクターの重大性は、全体的な経済の状態、活動の相対的規模、または、金融市場の全体的な弾力性を含め、多くの要因によっては、異なる可能性がある。

⁵ 2018年11月の包括的枠組みに関する協議文書を含むIAISの以前の関連する文書については、<https://www.iaisweb.org/page/supervisory-material/financial-stability/archive> および <https://www.iaisweb.org/page/consultations/closed-consultations> を参照されたい。

⁶ IMF、BIS、FSB(2009年)：金融機関、市場、および商品のシステム上の重要性を評価するためのガイダンス：G20財務大臣および中央銀行総裁に対する最初の検討報告書、<https://www.imf.org/external/np/g20/pdf/100109.pdf> を参照。

19. 同様に重要なのは、システムック・リスクのセクター横断的な側面である。保険セクターにおけるシステムック・リスクの評価は、孤立して実施された場合、不完全なものとなるであろう。保険会社は、金融システムの不可欠な部分を成しており、そのため、このより広義な状況において評価される必要がある。セクター横断的な考え方は、保険セクターのシステムック・リスクに関して引き出された結論を、実際のリスクに対してプロポーショナルな視点に沿ったものとするのを助ける。

20. IAISのアプローチは、個別の保険会社および集団的なエクスポージャーまたは活動に端を発する双方のシステムック・リスクについて、その時間とともに変化する性質を認識しながら、勘案することで、包括的となるよう目指している。

1.2 主な潜在的システムック・エクスポージャー

21. IAISは、システム上の影響につながりうる、保険セクターにおける以下の主なエクスポージャーを特定した：

流動性リスク：

22. 流動性リスクは、保険会社が、担保のニーズを含め、期限到来時に自社の債務を支払うためにタイムリーに自社の投資または他の資産を実現することができないリスクとして定義される。

23. 保険会社は、特に、自社が携わっている活動によっては、多かれ少なかれ流動性リスクに対して脆弱となりうる。例えば、保険料からのある程度安全なキャッシュ・フローに頼る特定の損害保険会社にとって、流動性リスクはより低い可能性がある。例えば、証券貸付、デリバティブ、または非流動性資産を流動性負債に対応させることを通じて、流動性リスクに対する脆弱性が増大する可能性がある。

相互関連性：

24. 相互関連性とは、金融システムの他の部分および実体経済との関連のことを言い、2つのタイプが特定されうる：

- マクロ経済的エクスポージャー：保険会社または保険セクター全体としてのマクロ経済的リスク要因へのエクスポージャーで、結果として、その財政状態がより広範な金融市場および実体経済、ならびに、お互いに深く関連することになり、そのことで、特異なリスクのプーリングを通じた分散化の可能性を制限してしまう。マクロ経済的エクスポージャーは、マクロ経済的エクスポージャーは、一部の種類の保険負債を通じて蓄積される、または、非保険業務を通じて発生する可能性がある。
- カウンターパーティーに対するエクスポージャー：より広範な金融システムおよび実体経済における、個別の保険会社のカウンターパーティーに対する相互のエクスポージャーであり、資産側の相互関連性と負債側のエクスポージャーから結果的に生じるもので、両者が経営困難または他方の破綻に対して脆弱となることにつながる。

25. 相互関連性は、保険に関連しないショックに対して保険会社をさらに脆弱にする一方

で、保険会社に対する、他の保険セクターの参加者または他のセクターの市場にまで広がる最初のショックの原因となる可能性もある。そのような損失の伝播のシステム上の影響は、金融循環の全体的な状態および他のカウンターパーティーが損失負担能力を減じた程度に左右されることになる。また、金融市場が既にストレス下の場合、流動資金が減じられることになる。

限定的な代替可能性：

26. 金融システムにおける他の構成要素にとって、個別の保険会社が破綻する、または経営困難となった後に、保険保障提供の継続性確保が困難であることを言う。しかしながら、この分類は専門機能を果たす保険会社のグループにも適用されうる。殆どの保険種目に関して言えば、競争が激しいため、限定的な代替可能性がグローバルなシステム上の懸念につながる可能性は低い。しかしながら、数社だけが市場を独占する（ニッチな）事業種目が存在しうる。そのような市場においては、参入のための不可欠かつ短期の障壁が高い場合、重要な保険保障の突如の取消が、最低でも、日々の事業運営のためのそれら主要なサービスに依存する、企業のコストを増加させることにつながる可能性がある。

27. ここで記載したエクスポージャーは、IAISによる以前のシステムミック・リスク関連の文書で説明されていたものに似ている。容易には、分類できないが、システム上影響を及ぼしうる他の一連のリスクが存在する。IAISは、これらの種類のリスクを継続してモニターする所存である。システムミック・リスクの時間とともに変化し、流動する性質を考えると、その潜在的なシステムミック・リスクがまだ完全に評価されておらず、また、将来新たに生じうる新たなリスクも評価されていない、最新の動向が存在する可能性がある。具体的なシステムミック・リスクのシナリオが特定可能となる前に、さらに調査する価値のある新たに生じる可能性のあるリスクの例には、サイバー・リスク、リスクの再価格設定の可能性のない広範囲な責任準備金積立不足、および気候リスクが含まれる。

28. 規模およびグローバルな活動は、リスクの発生源として区別して述べられてはいないことに留意すべきである。しかしながら、このことは、これらの要因が保険セクターにおけるシステムミック・リスクの算定の際に不適切であるという意味ではない。実際に、それらはリスクを増幅させるものとして機能しうる。

1.3 伝播チャネル

29. 上述の保険セクター内のエクスポージャーが、金融システムにより広くシステム上の影響を及ぼすには、それらのエクスポージャーが、他の市場参加者または実体経済に伝播しなければならない。IAISは、主要な伝播チャネルとして：資産の流動化、エクスポージャーのチャネル、および不可欠な機能を特定した。潜在的なシステムミック・リスクは、複数のチャネルを通じて同時に伝播する可能性がある。特定の伝播チャネルが具体的な脆弱性（例えば、流動性リスクに備えた資産の流動化）の中心になるとしても、それらのチャネルは互いに排他的とはならず、また、互いに悪化させる要因として機能しかねない。

資産の流動化

30. 資産の流動化は、大手の保険会社または、より規模は小さいものの十分に多数の保険

会社による突然の大規模な資産の売却のことを言い、このことが、資産価格の減少の引金となり、また、主要な金融市場における取引または資金調達を著しく混乱させる、もしくは、同様の資産を保有する他の企業に、著しい損失または資金調達における問題を生じさせる可能性がある。このような行動は、より小規模で、流動性の低い市場、またはストレス環境下で、より重大な影響を及ぼす可能性がある。

エクスポージャーのチャネル：

31. エクスポージャーのチャネルには、以下の2つの要素が含まれる：

- 機関が同一または同様の資産クラスにさらされている、もしくは、当該機関のエクスポージャーが金融市場に深く関連していることを理由に、マクロ経済的エクスポージャーに端を発する間接的なエクスポージャー；および
- 機関の間に直接的な相関がある場合の直接的なエクスポージャー。個別の保険会社レベルの経営困難は、その後、金融システムのその他の分野に直接的または間接的に損失を移転することを通じて伝播する可能性がある。

不可欠な機能：

32. 個別の保険会社のサービスの休止は、2つの条件：第一に、保険会社が金融セクターの機能および実体経済にとって重要なサービスを提供している、および、第二に、即座に利用できる代替物がほとんどない（すなわち、保険会社の市場シェアが大きい、または独占的ですからある）を満たす場合に、システム上の影響を及ぼす可能性がある。保険会社が不可欠な機能を果たす限りは、巨大災害保障、船舶、航空機、輸出信用、または住宅ローン保証など、重大かつ、非常に集中しているとみなされる特定の市場において、個別の保険会社の代替可能性の欠如が問題となる。このチャネルに影響を及ぼすもう1つの要因は、参入障壁が存在する度合である。

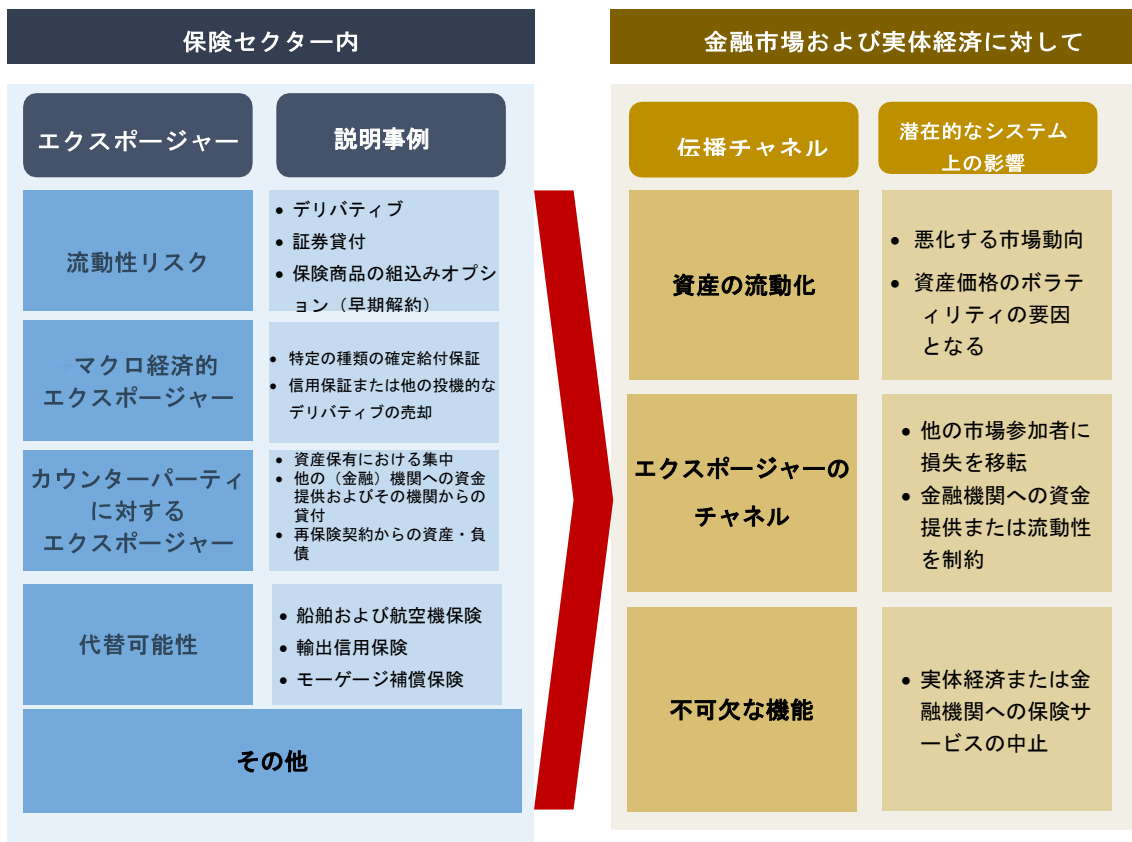


図1：システムック・リスクの伝播の仕組みの簡素化した説明

33. 図1は、関連するエクスポージャー（左側、図表の青い部分）、およびこのことが金融システムの他の部分（右側、図の琥珀色の部分）にどのように伝播するか双方に注目することにより、システムック・リスクがどのように重大化するかの略図を示している。1つ以上の脆弱性に対するエクスポージャーは、図の最後のコラムに図解されるように、伝播チャンネルを通じて、システムックな事象の引き金となることで、外部性を創出する可能性がある。例えば、流動性リスクは、市場の動向を悪化させるような規模で突然の資産の流動化が発生し、また資産価格のボラティリティの一因となる場合、システム上の懸念事項となる可能性がある。同様に、マクロ経済的エクスポージャーは、密接に関連するエクスポージャーの保有が、結果として保険会社（およびまたは保険契約者）による同様の対応になる場合、システム上の懸念事項となりかねない。カウンターパーティーに対するエクスポージャーは、直接的な損失につながり、かつ、様々な市場プレーヤーにわたるリスクの伝播を促進する可能性がある。最後に、必要不可欠なニッチ市場で大きな市場シェアを持つある保険会社の破綻は、このことが、そのカウンターパーティーにとって財政上の問題につながる場合、特に、これらのカウンターパーティーが彼ら自身、金融市場に必要不可欠な参加者である場合、システム上の懸念事項になる可能性がある。

34. 図1における活動の説明事例は、必ずしも、それ自体で、システム上の懸念事項を示すものではない。言及した脆弱性に対する実際のエクスポージャーは、そのような活動がどのように管理されているかに左右される。当該エクスポージャーは、特定の状況に限り、例

例えば、金融市場の全体的な様子、または、保険会社によって活動が実施される方法によって、システム上の懸念事項となりかねない。

2 監督文書

2.1 はじめに

35. IAISの監督文書（ICPsおよびComFrame）は、全体として、保険契約者を保護し、また、IAISのメンバーの管轄区域において高度な監督基準の一貫した維持を通じてグローバルな金融安定に寄与することを目指している。ICPsは、全ての保険会社の監督に適用され、一方で、ComFrameは国際的に活動する保険グループ（IAIGs）のみに適用される。ICPsの「はじめに」の部分で示されているように、「健全な監督システムは、保険契約者を保護し、かつ、金融システムの安定性促進のために必要であり、また、保険セクター内の、および保険セクターが招く広範囲なリスクに対応するはずである。IAISは、ICPsを、各ICPが健全な監督システムの創造において欠かすことのできない、包括的かつ全体的な枠組みとして設計した。」

36. 包括的な枠組みの開発において、IAISは、監督文書が専らマクロ健全性目的で設計されているかどうかにかかわらず、特に潜在的なシステム・リスクの軽減に役立つ、または、包括的な枠組みに必要な基盤を提供する可能性のある既存の監督文書のギャップ分析を実施した。そのような文書には、例えば、一次法令が、保険監督の目的に金融安定への貢献を含めるよう明確に定めることを要求するICP 1の基準（監督者の目的、権限および責任）、ならびに、効果的かつ文書化されたリスク管理制度のための要件を定める、ICP 8（リスク管理および内部統制）の様々な基準が含まれる。

37. 既存の監督文書に加えて、IAISは、包括的な枠組みの一部として、そこに統合されているICPsおよびComFrameの多くを、保険セクター内で蓄積される潜在的なシステム・リスクを評価および軽減するよう特別に設計された監督上の政策措置を強化または追加することで修正した。当該措置は、保険セクターのより広範な部分に対して、プロポーショナルに適用されることが想定されている。監督者による世界的に整合的な実施は、グローバルな金融システムの安定に貢献するはずである。

38. 包括的枠組みの目的上。以下のテーマ別分野が特定されうる：

- 現行の監督上の政策措置：
 - マクロ健全性監督
 - 保険会社に対する要件；ならびに
 - 危機管理および危機管理計画

- 監督者の介入権限

強化され、かつ追加の監督上の政策措置は、基準⁷（要件）および指針⁸（提言および事例）

⁷ 基準は、原則本文の実施に重要であり、管轄区域が特定の原則本文の遵守を示すために満たすべき、主要なハイレベルな要件を設定する。

⁸ 指針は、原則本文および/または基準の理解および適用を促進するものであり、要件を示すものではない。

としてIAISの監督文書に組み込まれている。これらは、セクション2.2から2.5にさらに記載されている。

2.1.1 適用範囲

39. 包括的な枠組みにより、特定されたG-SIIsの小さなグループのみに適用される、事前に決定された一連の政策措置に注目する二元的なアプローチから脱して、強化された政策措置一式の保険セクターのより広範な部分へのプロポーショナルな適用への移行がみられる。そのため、ICPsおよびComFrameに組み込まれている文書は、広範に適用されてきている。

40. 実際の適用範囲は様々である。一部の文書はICPsに組み込まれ、それは、IAIGsを含め、全ての保険法人およびグループに適用される。その他の文書は、ComFrameに組み込まれており、IAIGsの監督のみ適用される。また、一部の基準（またはその一部）は、システムミック・リスクのエクスポージャーの増加につながりうる保険会社の活動の性質、規模、および複雑性に基づいて、監督者が「必要に応じて」IAIGsを越えて他の保険会社に適用するよう要求される場合があり、このことは、ほとんどの管轄区域において、単なる保険セクターの一部となるであろう。このことは、IAIGとなるための規準（すなわち、規模および国際的な活動）は、リスクの増幅要因として機能する可能性があるが、必ずしも、保険会社が潜在的にシステムミックな活動に携わっている、または、特定のシステムミック・リスクにさらされているかどうかには該当しないという見解を反映するためである。

2.1.2 プロポーショナルリティ

41. ICPsおよびComFrameの「はじめに」の部分に記載されるように、プロポーショナルリティの原則は、包括的枠組みに関連するものを含め、全てのICPsおよびComFrame文書の基礎となるものである。監督者は、原則文書および基準に規定される結果を達成するように、監督要件の実施および保険監督の適用を必要に応じて調整する柔軟性を有する。

42. 実施の観点からは、プロポーショナルリティにより、ICPsは、管轄区域の法的構造、市況および消費者に適した形で、管轄区域の監督枠組みに変換されることが可能になる。適用の観点からは、プロポーショナルリティにより、監督者は、保険会社固有のリスクおよび保険会社が保険契約者、保険セクターまたは金融システム全体にもたらすリスクに応じて、監督の強度を増減することが可能になる。

43. ComFrame自体は、プロポーショナルリティの実施であり、そのComFrame基準において、IAIGsの性質、規模および複雑性を反映するために調整されている。一部のケースでは、このことが、IAIGsが、結果的に他の保険会社より高い基準を満たす必要性が出てくることになるが、それらの保険会社の監督が、ICPsのみを対象としている場合である。

テーマ別分野	ハイレベルな説明	場所	適用範囲	
			法人 / グループ	IAIG
マクロ健全性監督	マクロ健全性監督と監督上のレビューおよび報告との連携を強化	ICP 9.1および 9.2 (監督上のレビューおよび報告) の指針文書およびそこに組込まれたComFrame	●	●
	マクロ健全性監督に関する要件	ICP 24 (マクロ健全性監督)	●	●
保険会社に対する要件	以下に関係する統合的リスク管理要件： ● 流動性リスク； ● カウンターパーティに対するエクスポージャー；ならびに ● マクロ経済のエクスポージャー	ICP 16 (ソルベンシー目的の統合的リスク管理)内の様々な基準および指針、ならびにそこに組込まれたComFrame	○	●
	流動性リスクに関する公衆開示要件	ICP 20.11 (パブリックディスクロージャー)	●	●
危機管理および危機管理計画	危機管理準備の調整	ICP 25.7 (監督上の協力および調整) ならびにそこに組込まれたComFrame	●	●
	危機管理グループ設置を含む			●
	再建計画に関する要件	ICP 16.15 (ソルベンシー目的の統合的リスク管理) およびそこに組込まれたComFrame	○	●
	破綻処理権限を含む破綻処理の枠組み	ICP 12 (市場からの退場および破綻処理) ならびにそこに組込まれたComFrame	●	●
	破綻処理計画に関する要件			○
介入権限	予防および是正措置	ICP 10.2 and 10.3 (予防措置、是正措置および制裁措置) ならびにそこに組込まれたComFrame	○	○

[] 適用されない； [○] 適用される / 必要に応じてのみ要求される； [●] 適用される / 要求される

表1 強化されたICPsおよびComFrameに追加された監督文書のマッピング

2.2 マクロ健全性監督

44. ICP 9 (監督上のレビューおよび報告) およびそこに組込まれるComFrameは、監督上のレビューおよび報告に関して監督者が整備する一般的なプロセスおよび手続きにかか

る要件を定めている。改正されたICPでは、それにより、個別の保険会社の破綻から生じるリスクと、共通のエクスポージャーまたは活動に端を発するリスクの双方を参照して、保険会社がさらされているリスクのみならず、保険会社が保険契約者、保険セクター、および金融安定にもたらしうるリスクの査定を含めるべきと明示している。

45. ICP 24（マクロ健全性監督）では、マクロ健全性監督に関して、監督者が有すべきプロセスおよび手続きを取扱う。その原則文書に記載されているように、ICP 24は「監督者は、保険会社および保険セクターに影響を与える可能性のある市場および金融の動向ならびにその他の環境要因を特定、監視、分析し、この情報を用いて個別の保険会社およびセクター全体のレベルにおける脆弱性を特定し、必要に応じて、システミック・リスクの増大および伝播に対処する。」

46. ICP 24は、マクロ健全性分析では、過去のトレンドおよび現在のリスク環境ならびに内部に向かうリスクと外部に向かうリスクの双方を考慮するために、定量的かつ定性的であることが要求されることを詳述する。この一環として、監督者は適切な形式のストレステストを整備すべきであり、これは、保険セクターに全体として、または評価すべき具体的なリスクへのそれらのエクスポージャーに応じて選択された、保険会社の重要なサブサンプルに対して適用される。また、監督者は、個別の保険会社および保険セクター全体としての潜在的なシステム上の重要性を評価するための確立されたプロセスを有するよう要求されている。

47. ICP 24の導入において監督者を支援するために、IAISは2021年の採択を予定する、マクロ健全性監督に関する適用文書を策定する予定である。

2.3 保険会社に対する要件

48. 保険会社に対する要件は、セクション1で説明したリスクエクスポージャー：流動性リスク、カウンターパーティーに対するエクスポージャー、およびマクロ経済エクスポージャーの軽減を目標としている。これらの要件は、性質上、基本的にマクロプルデンシャルであるものの、特定のリスクエクスポージャーを軽減することで、これらは、保険セクター全体としての弾力性を向上させる一助となる、および/またはリスクが実現した場合に、システム上のマイナスの影響の蓋然性および重大さを減じる一助となる。

49. ICP 16（ソルベンシー目的の統合的リスク管理）およびそこに組込まれるComFrameは、リスクの特定および測定、リスク選好ステートメント、資産負債管理、投資、引受方針、および流動性リスク管理、並びに、リスクとソルベンシーの自己評価を含む、保険会社のための統合的リスク管理（ERM）に関する様々な要件を定める。IAISは、明示的に流動性リスク、マクロ経済エクスポージャー、およびカウンターパーティーに対するエクスポージャーを目標とするように、これらのERM要件を強化した。当該要件は、IAIGsに適用することが想定され、また、必要に応じて他の保険会社にも適用が拡大されることになる。ガイダンス文書は、監督者がこの決断を下す際の助言を提供し、また、プロポーショナルリティ原則の実際の適用に関する例を提供する。IAISはまた、流動性リスクの管理および計画に関する要件の実施の際に、さらなるガイダンスを監督者に提供するための適用文書を策定中であり、2020年の採択が予定されている。

50. 当該要件には、特に、以下が含まれる：

- 流動性リスクについて：
 - 流動性リスクを取扱い、平時およびストレス状況下で、支払期日に保険会社の負債を充足する十分な流動資金を維持するための戦略、方針、およびプロセスを含む、ERM枠組み；
 - IAIGsおよび必要に応じて、他の保険会社に対して：
 - 流動性ストレスに対する弾力性の評価で、これは、ストレステストまたはシナリオ分析を通じて実施することが推奨されている；
 - 抵当権のない非常に流動的な資産のポートフォリオの保全
 - 緊急時資金調達計画の策定；および
 - 監督者への流動性リスク管理報告書の提出；
- IAIGsおよび必要に応じて他の保険会社に関する、カウンターパーティーに対するエクスポージャーについて：カウンターパーティーのリスク選好ステートメント、およびシナリオ分析またはストレステストを通じた、重大なカウンターパーティーに対するエクスポージャーに関するストレス事象の分析；
- IAIGsおよび必要に応じて他の保険会社に関する、マクロ経済エクスポージャーについて：マクロ経済ストレスに対する保険会社のトータル・バランスシートの弾力性を評価するためのストレステスト。

51. ICP 20（パブリックディスクロージャー）では、会社概要、ガバナンス、および財務状況のような広範な項目に関連する、保険会社のパブリックディスクロージャー要件を提示する。パブリックディスクロージャーは、市場規律の強化を意図している。ICP20の導入ガイダンスに記載されるように、「監督者による開示要件の適用は、保険会社の性質、規模および複雑性に左右される。例えば、小規模な非公開の保険会社が大規模な上場保険会社向けに策定された要件と同一の要件を満たすことは、過度に負担となる可能性がある。さらに、監督者は、金融システムに対する潜在的な脅威がなく、開示に対する公共の利益上の必要性がなく、合法的な利害関係者が情報を受け取ることを妨げられない場合には、開示要件を適用しないことを決定することができる。このような状況は例外的であると予想される。」

52. IAISは、流動性リスクに関する定量的かつ定性的情報を開示する、保険会社に対する要件をカバーするために、ICP 20にさらに基準を追加した。流動性の開示は、市場規律を強化することに加え、信頼できる情報の欠如に起因する信頼の喪失を防ぐ、または緩和する一助となりうる。

2.4 危機管理および計画

53. 危機管理および計画のツールは、無秩序な破綻の可能性を減じ、また、その悪影響も減じることを目的としている。IAISの関連する監督文書には、FSBの主要な特性⁹の要素を

⁹ FSBの「金融機関の効果的な破綻処理の枠組みの主要な特性」（2014年）を参照。https://www.fsb.org/wp-content/uploads/r_141015.pdf

含むが、それは、それらが保険セクターに関連し、また、以下を含む限りにおいてである：

54. ICP 12（市場からの退場および破綻処理）およびそこに組込まれるComFrameは保険会社のための破綻処理の枠組み、破綻処理権限、破綻処理計画および経営情報システムに関する要件を提示する。破綻処理計画は、事前に秩序ある破綻の可能性を最大化するために保険会社の全てまたは一部を清算するためのオプションを特定するために開発される。これらは必要に応じてIAIGsに要求され、また、破綻処理計画の必要性を検討する際に、監督者および/または破綻処理当局は、活動、事業種目、保険会社が営業を行う管轄区域の数、グループ構造の複雑性、ならびに保険会社の破綻が金融安定に及ぼす潜在的な影響を勘案すべきである。さらなるガイダンスを提供するために、IAISは、破綻処理権限および破綻処理計画に関する適用文書を開発しており、2021年の採択が予定されている。

55. 基準ICP 16.15およびComFrame CF16.a/bには、保険会社が重度のストレス状態になったら、当該保険会社の財政状態および生存能力を回復させるためのオプションを事前に特定するための再建計画に関する要件が含まれる。IAISは、再建計画に関してさらに背景情報を提供する適用文書を策定している。¹⁰

56. ICP 25（監督上の協力および調整）およびそこに組込まれるComFrameには、IAIGの再建・破綻処理に対する準備を強化して促進する目的で、IAIGの危機管理グループを整備することを含め、危機管理および協力に関するセクションが含まれる。

2.5 監督者の介入権限

57. セクション2.2–2.4に記載の監督文書は、保険セクターの脆弱性およびエクスポージャーを査定し、また、それらがシステムミック・リスクに発展して行くのを防ぐのに役立つように設計されている。システムミック・リスクが最大化した場合、または、システムミック・リスクの累積の兆候がある場合、監督者は自由に、十分かつ広範な一連の権限を有するべきである。必要とされる措置の種類は、最終的には状況および懸念事項の性質に左右されることになるが、監督者が、自身の権限により、システムミック・リスクの累積に迅速かつ効果的に対処し、ならびに軽減することが可能となるべきである。

58. ICP 10（予防措置、是正措置および制裁処分）では、監督者の懸念事項に対処する様々な方法について提案している。監督者は、予防措置または是正措置を規制要件の違反を予防するため、または、規制要件の違反に対応するためのいずれかに適用できるべきである。

59. ICP 10にリスト化した措置もまた、既存の監督上の枠組みおよびICP 9（監督上のレビューおよび報告）およびICP 10に記載されるデュープロセスを条件に、金融安定に対する脅威に対処するために適用される可能性がある。

3 グローバルなモニタリングエクササイズ

60. 包括的な枠組みの主要な要素の1つとして、IAISによる年次のグローバルなモニタリ

¹⁰ IAIS「再建計画に関する適用文書（2019）」参照。<https://www.iaisweb.org/page/supervisory-material/application-papers>

ングエクササイズはグローバルな保険市場の動向、および発展度の評価、ならびにグローバルなレベルで潜在的なシステミック・リスクの累積があれば、それを特定することに役立つ。

61. グローバルなモニタリングエクササイズには、以下の要素が含まれる：

- セクター横断的なモニタリング（SWM）：
- 個別の保険会社のモニタリング（IIM）；
- セクター全体または個別の保険会社レベルに端を発する潜在的なシステミック・リスクを評価するためのIAISによるデータ分析で、広範な金融市場の発展度も考慮する；
- IAIS内での、評価結果についての集団での協議¹¹。この協議は、以下の主要な側面を有する：
 - 動向およびセクター横断的に特定されたシステミック・リスクの評価；
 - 潜在的にシステミックな活動から生じるリスクの動向、およびそのリスクの増加の水準、ならびに、保険会社が経営困難になる、または無秩序な破綻になった場合にグローバルなシステムに最終的に影響を及ぼしかねない、個別の保険会社に集中するエクスポージャーを考慮すること；ならびに、
 - それらの監督上の政策措置の評価および/または既に実施されている介入権限を勘案した上での、強化された監督上の政策措置および/または、介入権限を含む、適切な監督上の対応を考慮すること；ならびに、
- モニタリングに参加する保険会社、IAISのメンバー、FSBおよび公衆に対する報告。

62. グローバルモニタリングエクササイズは、IAISの2020－2024年の戦略計画において、特にハイレベルの目標1：保険セクターにおける、または保険セクターに関連するグローバルな市場の動向および発展度を評価し、また、IAISの使命に適合する機会、難題、およびリスクを示す課題に対応する上で、IAISを支援する。

63. また、包括的な枠組みでは、IAISによるグローバルなモニタリングと監督者による強化されたマクロ健全性モニタリングと監督の間でのフィードバックループの導入を可能にし、このことは、一部には、管轄区域内で累積するシステミック・リスクをモニターし、軽減することを目的としている（ICP 24 マクロ健全性監督を参照）。例えば、特定の管轄区域で累積した脆弱性は、管轄区域を越えて影響する可能性がある。それに応じて、グローバルな動向の解釈は、管轄区域または地域レベルで内在する動向を深く理解することで恩恵を受けることになる。

64. グローバルモニタリングエクササイズの文書は、それらの様々な側面に関するさらなる詳細を示す。

¹¹ この集団での協議は、個別の保険会社が関与する場合、関連する監督者と調整して行われる。

3.1 分類

65. グローバルなモニタリングの実施では、以下の10分類についてモニターする：

- 規模
- 相互関連性 - カウンターパーティーに対するエクスポージャー
- 相互関連性 - マクロ経済エクスポージャー
- 資産の流動化
- 代替可能性
- グローバルな活動
- 保険引受およびソルベンシー
- 保険契約者の行動
- 新たに生じるリスク；および
- 経済環境

3.2 セクター全体のモニタリング

66. SWMは、特定の活動およびエクスポージャーに関して、セクター全体の動向を評価することを目的としており、定性的および定量的な部分で構成される。これはIIMを補完するものであり、双方の結果がIAISのシステムミック・リスクの評価、ならびにIAISの集団での議論に投入される。SWMには、以下の要素を含む、年次のデータ収集の実施が含まれる：

67. SWMは任意に実施されるものであり、IAISのメンバー全てに公開される。しかしながら、グローバルな動向をモニターする目的上、グローバルな保険セクターを十分に網羅する必要がある。そのため、少なくとも、その保険または広範な金融市場がグローバルな金融システムにおいて重大な役割を担っているIAISのメンバーは、自身の管轄区域内の保険会社の代表的サンプルに基づいたデータを提供する形で、実施に参加すべきである。

3.3 個別の保険会社のモニタリング

68. IIMは、個別の保険会社の経営困難または無秩序な破綻に端を発するシステム上のリスクを評価することを目的としている。包括的な枠組みを採択し、また、合意された、3年サイクルでレビューおよび更新を行う選定手法に沿って、IAISは更新した2019年の手法を採択したが、これは2016年の手法と置換わる。¹²2019年の手法は、2020年のグローバルなモニタリングの実施の期間中に、初めて適用されることになる。

69. IIMは、個別の保険会社および保険会社のプールのシステムミックの評価を通じて促進され、以下を含む：

- 個別の絶対評価：個別の保険会社のスコアは、絶対指標ベースの手法に基づいて計算される；¹³
- 個別の相対的評価：個別の保険会社のスコアは、相対指標ベースの手法に基づいて計

¹² IAISの「更新版 G-SII 選定手法（2016年）を参照。<https://www.iaisweb.org/page/supervisory-material/financial-stability/archive>

¹³ 絶対的評価手法とは、特定の基準年のサンプル合計に基づいて、固定のベンチマークに対してスコアが計算されることを意味する。

算される；¹⁴

- 個別の保険会社のシステム上の位置付けと、銀行のシステム上の位置付けの保険会社のプールを比較する、保険セクター横断的な分析；
- 保険会社のプールにおける動向の推移；
- 流動性リスクの計量基準などの、補助的指標
- 個別の保険会社および保険会社のプールの定性的評価；ならびに
- SWMとの相互作用、これはセクション3.4で詳細に記載

3.4 データ分析および相互作用

70. グローバルモニタリングエクササイズでは、グローバルな保険セクターにおけるシステミック・リスクの累積可能性について統合され、かつ将来を見通した評価を裏付ける。この評価は、SWMとIIMの双方の結果、リスク管理者および投資家との毎年の円卓会議で得られたアドバイスに基づいており、また、最終的に、IAISレベルでの集団での協議により促進される。

71. システミック・リスクの累積の可能性について、統合された見解を可能にするために、IAISは、同一のリスク分類を目標にすることで、SWMとIIM間での相互作用を生み出し、そのため、IAISはセクター横断的レベルで、ならびに個別の保険会社と保険会社のプールのレベルで、発展状況および動向を分析および比較できる。SWMでは、グローバルな保険セクターにおける動向の広範な概観を提示する。しかしながら、SWMは、例えば、限定的な数の保険会社に集中する特定の活動またはエクスポージャーに端を発するかどうか、もしくは、それがセクター横断的にさらに広まっている行動かどうか等、リスクの発生源について限定的な情報を提供する。IIMは、リスク集中のレベル、または潜在的な外れ値に関する洞察を提示しうる。

72. システミック・リスクの累積の可能性について将来を見通した、集団での協議をさらに可能にするためには、当該分析は、その経営困難または無秩序な破綻がグローバルな金融安定に甚大な脅威をもたらしうる、単独の保険会社または保険会社の小集団の範囲を越える。その代り、IAISは、SWMもしくは特定の保険会社（または複数の保険会社）の結果に基づいて、特定の保険会社（または複数の保険会社）の特定の活動または市場の著しい成長も考慮するが、それは、潜在的にシステミックな活動およびエクスポージャーの著しい増加または集中を示す。

73. 以下の規準は、IIM評価の重点を置く分野のIAISによる決定において一助となるよう、集団での協議への1つのアドバイスとして利用される：

- レベル：個別の絶対的評価の合計スコアに基づいて、その経営困難または無秩序な破綻がグローバルな金融安定に甚大な脅威をもたらしうるあらゆる保険会社を示す；
- 動向（重大性規準を条件とする）：指標スコアの著しい増加および／または個別の保険会社の合計スコアをモニターすること；ならびに
- 外れ値（重大性規準を条件とする）：セクター全体の、および／または個別の保険会社のスコアを合計した保険会社のプールを比較する際のサンプルの外れ値を強調すること。

¹⁴ 相対的評価手法とは、関連する実施年のサンプル合計に基づいてスコアが計算されることを意味する。

上述の規準は、専門家の判断により補完され、これは、本質的に定量的または定性的となりえ、また、IAISのメンバーの専門知識および洞察を含む。この専門家の判断を適用し、また、セクター全体のモニタリングによるものを含め、他のアドバイスを考慮することで、IAISは集団での協議の範囲を決定することになる。

3.5 IAISの集団での協議

74. 集団での協議は、IAISメンバーがグローバルな保険セクターにおけるシステムミック・リスクの評価に関する集団での見解をまとめ、システムミック・リスクの累積を発見し、また、システムミック・リスクが発生する場合には、適切な監督上の対応を協議するための基礎である。

75. 協議を支援するために、IAISのメンバーおよび関連する監督者¹⁵は、自身が特定したリスクの評価および、すでに適用されている、または検討中の監督上の政策措置を含め、グローバルモニタリングエクササイズを通じて特定された、潜在的なシステムミック・リスクの累積に対処するための監督上の対応について、情報提供を求められることになる。この協議は、監督文書の包括的枠組みの実施状況のIAISによる評価結果に裏付けられることになる。

76. 個別の保険会社の経営困難または破綻がグローバルな金融安定に深刻な脅威をもたらす程に、潜在的にシステムミックな活動またはエクスポージャーが当該保険会社に集中するようになった場合には、集中した協議となる。また、重点を置くのは、必ずしも潜在的なリスクの調査および評価ではないが、特定されたリスクに対処するための監督上の対応を協議する際にはそうなる。協議には、どの監督上の政策措置、および介入権限がその保険会社に既に適用されたか、およびグループ全体の監督者がさらなる措置を講じることを計画しているかどうかが含まれる。

77. 集団での協議の結果は、以下の2要素から成る：

- グローバルな保険セクターにおける、現在および将来可能性のあるシステムミック・リスクの評価に関するIAISの共通の見解。該当する場合、特定の活動、エクスポージャー、地域または個別の保険会社のレベルになりうる、明白な特定されたリスクを浮き彫りにしうる。
- フォローアップのためのあらゆる提言で、以下を含みうる：
 - さらなる分析のための、IAISのレベルでの提言で、明白な特定された動向をモニターする、またはより良く理解するために、本質的に定性的かつ定量的双方となりうる。
 - 監督者が具体的な活動またはエクスポージャーに対処する、もしくは、場合により、追加的な監督能力の構築の一助となる対象を絞った監督文書または支援文書策定のための提言；および/または
 - 監督上の政策措置および介入の適用は、最終的に関連する監督者自身の責任であ

¹⁵ 保険グループの場合、関連する監督者はグループ全体の監督者である。

ることを認識した上で、特定の、強化された政策措置または具体的な保険会社に対する介入権限の適用を検討すること。

3.6 報告

78. グローバルなモニタリングの実施結果は、毎年、グローバルなモニタリングの実施の参加者（参加した保険会社ならびに参加したIAISメンバー）、他のIAISメンバー、FSBならびに一般公衆で共有される。

79. 報告の目的および詳細度のレベルは、様々な対象グループの各々に固有となる。

参加した保険会社およびIAISメンバー

80. IAISは、参加した個別の保険会社およびそのそれぞれのグループ全体の監督者に、個別の保険会社のリスクスコアが、保険プールのスコア、および他の関連する記述統計にどのように関連するかに関する洞察を提供し続ける。

FSB

81. FSBに関しては、IAISの報告がグローバルな金融安定についての、FSBの広範で、部門横断的な評価に供給される。FSBへの報告は、グローバルなシステムック・リスクの評価に関するIAISの集団での協議の結果、監督上の対応、ならびにSWMおよびIIMのデータ収集の結果で構成される。

一般公衆

82. 一般公衆に関しては、グローバルな保険セクターにおける主要な（システムック）リスクおよび動向について、グローバルモニタリングエクササイズの結果に関する報告を通じて、洞察を与えることが目的である。既存の、年次のグローバルな保険市場報告書(FIMAR)は、この目的上、マクロ経済環境およびグローバルな保険市場の発展に関する広範な概観を含むだけでなく、SWMおよびIIMの結果の開示を含む、IAISによるシステムック・リスクの評価も含むように、強化される予定である。¹⁶さらに、毎年グローバルなモニタリング実施に端を発する関連トピックスについての深く掘り下げた調査をカバーする、特別なトピックスの公表も予定されている。

4 実施状況の評価

83. 監督文書の整合的な実施の評価は、包括的枠組みの最後の主な要素である。目標としては、目的適合的な監督文書のグローバルに整合的かつ効果的な実施を促進することにある。これは、金融安定を下支えする上で必要不可欠であり、その理由は、システムック・リスクの潜在的な蓄積は、本質的にグローバルなものとなりかねず、そのため、政策措置の適用が、システムック・リスクの評価および軽減を目標とすべきためである。政策措置は、第一に、保険セクターの脆弱性およびエクスポージャーがシステムック・リスクに発展するのを防ぐ一助となるように設計されている。このことが、実務上効果的となるためには、セク

¹⁶ IIM データ収集に関する開示は、G-SII のデータ収集実施用に整備された開示と類似している。

ション2に記載されるように、政策措置が整合的かつ効果的に実施され、また、グローバルな保険セクターの広範な部分に適用されることが重要である。

84. また、評価活動は、IAISの2020-2024年の戦略計画において、特に、ハイレベルの目標4：「IAISは、自身の監督文書の遵守を評価および促進する。2020-2024年の戦略計画において強調されたように、IAISの監督文書の実施状況についての信頼でき、独立した評価は、効果的かつグローバルに整合的な監督を下支えする際に極めて重要である。実施におけるギャップおよび難題（ならびに比較可能な結果が達成されているかどうか）をめぐる透明性を向上させることは、監督文書の遵守を下支えする上で、等しく重要である。」

85. IAISの実施状況の評価するためのアプローチは、システミック・リスクの評価および軽減に適合するICPおよびComFrameのサブセットとしての包括的枠組みの具体的な性質を勘案した上で、ICPsおよびComFrameの実施状況の評価するための既存の手法を基礎としている。

評価の焦点

86. IAISのICPsおよびComFrameの評価手法に沿って、包括的枠組みの実施評価では、監督者が要求された場合に、法的権限¹⁷を有し、それを行使したかどうか、および、監督上の実務が、適合する監督文書の包括的枠組みの要件を効果的に遂行しかつ強化するかどうかを判断する。実施状況の評価では、必要に応じて適用されるべき、包括的枠組みの要件、およびプロポーショナリティの原則が、どのように効果的に実施されているかについても評価することになる（セクション2.1.1を参照）

評価済みの管轄区域

87. SWMに焦点を当てたことと整合して、実施状況評価活動は、その保険、またはより広範に金融市場がグローバルな金融システムにおいて重大な役割を担うIAISメンバーの管轄区域を優先する。

評価アプローチ

88. 包括的枠組みの実施状況評価は、段階的に進められることになるが、2020年の基本的評価を始めとして、2021年にはより徹底的な管轄区域の評価に発展し、それには、監督実務についての管轄区域での自己評価および対象を絞った、徹底的な検証のピア・レビューを含む予定である。

89. 基本的評価は、現在のIAISの評価手法、特に、IAISのピア・レビュープロセスを土台としている。基本的評価に参加しているIAISのメンバーの管轄区域は、包括的枠組みの監督文書の実施状況における自身の管轄区域の進捗について報告するよう、および実施計画についてギャップがあれば共有するよう求められる。基本的評価は、毎年繰り返され、また、その後の徹底的な管轄区域により評価の出発点として利用されることになる。

¹⁷ 法的権限とは、監督者が法令に基づき、特別な活動を遂行する権限を有することを意味する。ICPsおよびComFrameにおいて、「法令」という用語は、一次法令（一般的に、完全な法的同意を必要とする）、二次法令および監督者によって定められる、法的に強制可能な規則を含めて用いられる。

90. 管轄区域による評価では、BCBSにより開発された手法およびプロセスである「規制上の整合性評価プログラム（RCAP）」などの、他の基準設定主体（SBBs）による関連する評価を勘案することになる。

透明性

91. 実施状況の評価結果は、比較可能となるはずであり、また、包括的枠組みの実施における整合性、完全性、および包括性に関するIAISによる協議を促進するはずである。

92. IAISは、評価ハンドブックおよび評価のための作業計画を含め、包括的枠組みの実施状況の評価を実施するためのアプローチの運営上の詳細について公表する予定である。IAISは、他のSSBsによる実施状況の評価報告書の範囲および詳細を考慮して、FSBおよび一般公衆など、関連するステークホルダーと包括的枠組みの実施状況の評価結果を共有する予定である。

フィードバックループ

93. IAISは、自身の他の実施状況評価活動と同様に、評価結果と政策の発展の間の強いフィードバックループの価値を認識している。IAISは、適切であれば、さらなる改善または精緻化が徐々に必要となりうる分野を特定しようとする際に、実施状況評価の結果を考慮することになる。